



焼肉木村屋と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180033 号)

焼肉木村屋 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

焼肉木村屋は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 30 年 10 月 31 日

札幌市
市 長

若林 文子

秋元 克広

私たちのマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

私たち「焼肉木村屋」は、

- 円山商店街の一員として、食の安全・安心に取り組めます。
- 品質、鮮度の維持に努め、お客様に安全・安心なお肉の提供を心掛けます。
- 店舗の清掃、作業台や調理器具の洗浄に努めます。